

令和 7 年度

坂本町水災補償 加入促進補助金

坂本町内の対象地区に所在する住宅・事業所等について、水災補償や家財保険に加入する契約者に対し保険料の一部を補助します。

補助金額 最大 15,000円

令和7年度分として支払った住宅等の水災補償保険料総額の2割

上限 10,000円

令和7年度分として支払った家財道具補償の保険料総額

上限 5,000円

申請に必要な物



※ 申請の際にあらかじめご用意ください。

保険証券

の写し

契約内容を確認できる
書類の写し

保険証券の他に保険証
書、契約証明書等

領収書

の写し

保険料支払い額が確認
できる書類の写し

領収書の他にクレジット
カード支払明細、通帳、
振込証明書等

通帳

の写し

補助金振込先通帳の
口座番号が分かる部分
の写し

印鑑

認印で可

※スタンプ式印鑑不可

- ※ 対象となるものは、住宅、事業所若しくは地域施設（店舗、公民館、消防施設、寺社）等です。
 - ※ 1年間に、保険の更新、変更、切り替え等で複数の書類がある場合は、全て必要となります。
 - ※ 年度ごとに支払われた保険料に対する補助金です。年度ごとに申請が必要です。
 - ※ 支払済みの保険料総額をもとに補助金額を算定します。
 - ※ 一個人（一団体）につき一つの建物（地番）に対して一度の申請です。
- 算定・適用条件等、その他詳細につきましては、復興整備課または坂本支所 地域振興課までお尋ねください。

手続きの流れ

申請書類の提出



※審査後、交付決定 または 却下通知

実績報告書類の提出



※内容確認後、交付確定通知

請求書の提出



補助金支払い（指定口座へ振込）

申請期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月末日まで

提出場所 八代市役所 復興整備課(5階) または 坂本支所 地域振興課

～申請に必要な物～

- ・保険証券など保険内容がわかるものの写し
- ・通帳や領収書など保険料の支払い状況がわかるものの写し
- ・補助金振込先の通帳の写し(口座番号がわかる部分)
- ・印鑑(スタンプ式印鑑は不可)

対象地区

球磨川水系緊急治水対策プロジェクトの一環として輪中堤もしくは宅地かさ上げの住宅等が対象です。下記はその対象地区の目安ですが、地区に含まれるすべての住宅等が対象ではありません。詳しくは、復興整備課または坂本支所地域振興課までお問い合わせください。

古田	下今泉	上今泉	小川	段	横石	原女木	深水川口
生名子	瀬高	下代瀬	中谷川口	小崎辻	坊ノ木場	下片岩	油谷
坂本	松崎	合志野	荒瀬	藤本	大門	下葉木	上葉木
下鎌瀬	三坂	中津道	瀬戸石	西鎌瀬	破木	与奈久	